

3. 二以上の障害が重複する場合の取扱いについて

二つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、次により認定する。

1 障害等級の認定方法

- (1) 二つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、重複する障害の合計指数に応じて、次により認定する。

合 計 指 数	認 定 等 級
18 以上	1 級
11～17	2 級
7～10	3 級
4～6	4 級
2～3	5 級
1	6 級

- (2) 合計指数の算定方法

ア 合計指数は、次の等級別指数表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものとする。

認 定 等 級	指 数
1 級	18
2 級	11
3 級	7
4 級	4
5 級	2
6 級	1
7 級	0.5

イ 合計指数算定の特例

同一の上肢又は下肢に重複して障害がある場合の当該一上肢又は一下肢に係る合計指数は、機能障害のある部位（機能障害が2か所以上あるときは上位の部位とする。）から上肢又は下肢を欠いた場合の障害等級に対応する指数の値を限度とする。

(例1)	右上肢のすべての指を欠くもの	3 級	等級別指数	7
	〃 手関節の全廃	4 級	〃	4
			合 計	11

上記の場合、指数の合計は11となるが次の障害の指数が限度となるため合計指数は7となる。

(例2)	右上肢を手関節から欠くもの	3 級	等級別指数	7
	左上肢の肩関節の全廃	4 級	等級別指数	4
	〃 肘関節 〃	4 級	〃	4
	〃 手関節 〃	4 級	〃	4
			合 計	12

上記の場合、指数の合計は12となるが次の障害の指数が限度となるため合計指数は11となる。

	左上肢を肩関節から欠くもの	2 級	等級別指数	11
--	---------------	-----	-------	----

2 認定上の留意事項

- (1) 音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害の重複については1の認定方法を適用しない。
- (2) 体幹機能障害と下肢機能障害は原則として1の認定方法を適用してさしつかえないが、例えば、神経麻痺で起立困難なもの等については体幹及び下肢の機能障害として重複認定すべきでなく、体幹又は下肢の単独の障害として認定するものとする。
- (3) 聴覚障害と音声・言語機能障害が重複する場合は、1の認定方法を適用してさしつかえない。
例えば、聴力レベル 100dB 以上の聴覚障害（2級指数 11）と音声・言語機能の喪失（3級指数 7）の障害が重複する場合は1級（合計指数 18）とする。
- (4) 7級の障害は、等級別指数を 0.5 とし、6級以上の障害と同様に取り扱って合計指数を算定する。
- (5) この指数加算方式により障害程度認定を行う必要があると認める場合には、診断書総括表中の等級意見欄の余白に各障害部位別に程度等級の意見を記載すること。

(例)

身体障害者診断書・意見書(肢体不自由)

総括表

身体障害者福祉法第 15 条第 3 項の意見 [障害程度等級についても参考意見を記入]	
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に	
・該当する (3 級相当)	左手指切断 (3 級)
・該当しない	右足関節機能全廃 (5 級)
	右肩関節機能障害 (5 級)
※指数加算の場合は右欄に積算を記入	

3 その他

上記により認定される障害等級が著しく均衡を欠くと認められるものについては、地方社会福祉審議会の意見を聞いて別に定めるものとする。